

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県公安委員会委員長 牛 島 英 人

**佐賀県公安委員会規則第5号**

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する事務	略	略	略	略	略
	第75条の2第2項		略		
	第75条の12第1項		<u>特定自動運行の許可</u>		
	第75条の16第1項		<u>特定自動運行計画の変更の許可</u>		
	第75条の27第1項	<u>特定自動運行の許可の取消し又は効力の停止</u>			
	第75条の29	<u>特定自動運行の許可の取消し等の国家公安委員会への報告</u>			
	第76条第4項第7号	略	第76条第4項第7号	略	略
	略		略		略
略			略		

改正前		改正後																	
自動車運転代 行業の業務の 適正化に関す る法律(平成13 年法律第57号) に規定する事 務	略	自動車運転代 行業の業務の 適正化に関す る法律(平成13 年法律第57号) に規定する事 務	略																
		<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する事務</u>	<table border="1"> <tr> <td><u>第68条第1項</u></td> <td><u>個人の権利利益を害するおそれ が大きい事態が生じた旨の個人 情報保護委員会への報告</u></td> </tr> <tr> <td><u>第75条第1項</u></td> <td><u>個人情報ファイル簿の作成及び 公表</u></td> </tr> <tr> <td><u>第75条第3項</u></td> <td><u>個人情報ファイル簿に記載しな いこと等の決定</u></td> </tr> <tr> <td><u>第82条第1項</u></td> <td><u>開示請求に係る保有個人情報の 全部又は一部を開示する旨の決 定</u></td> </tr> <tr> <td><u>第82条第2項</u></td> <td><u>開示請求に係る保有個人情報の 開示をしない旨の決定</u></td> </tr> <tr> <td><u>第85条第1項</u></td> <td><u>他の行政機関の長等への事案の 移送</u></td> </tr> <tr> <td><u>第86条第1項及び第2項</u></td> <td><u>第三者に対する意見書提出の機 会の付与</u></td> </tr> <tr> <td><u>第86条第3項</u></td> <td><u>反対意見書を提出した第三者へ の通知</u></td> </tr> </table>	<u>第68条第1項</u>	<u>個人の権利利益を害するおそれ が大きい事態が生じた旨の個人 情報保護委員会への報告</u>	<u>第75条第1項</u>	<u>個人情報ファイル簿の作成及び 公表</u>	<u>第75条第3項</u>	<u>個人情報ファイル簿に記載しな いこと等の決定</u>	<u>第82条第1項</u>	<u>開示請求に係る保有個人情報の 全部又は一部を開示する旨の決 定</u>	<u>第82条第2項</u>	<u>開示請求に係る保有個人情報の 開示をしない旨の決定</u>	<u>第85条第1項</u>	<u>他の行政機関の長等への事案の 移送</u>	<u>第86条第1項及び第2項</u>	<u>第三者に対する意見書提出の機 会の付与</u>	<u>第86条第3項</u>	<u>反対意見書を提出した第三者へ の通知</u>
<u>第68条第1項</u>	<u>個人の権利利益を害するおそれ が大きい事態が生じた旨の個人 情報保護委員会への報告</u>																		
<u>第75条第1項</u>	<u>個人情報ファイル簿の作成及び 公表</u>																		
<u>第75条第3項</u>	<u>個人情報ファイル簿に記載しな いこと等の決定</u>																		
<u>第82条第1項</u>	<u>開示請求に係る保有個人情報の 全部又は一部を開示する旨の決 定</u>																		
<u>第82条第2項</u>	<u>開示請求に係る保有個人情報の 開示をしない旨の決定</u>																		
<u>第85条第1項</u>	<u>他の行政機関の長等への事案の 移送</u>																		
<u>第86条第1項及び第2項</u>	<u>第三者に対する意見書提出の機 会の付与</u>																		
<u>第86条第3項</u>	<u>反対意見書を提出した第三者へ の通知</u>																		

改正前		改正後	
		<u>第93条第1項</u>	<u>訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定</u>
		<u>第93条第2項</u>	<u>訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定</u>
		<u>第94条第2項</u>	<u>訂正決定等の期限の延長の決定</u>
		<u>第95条</u>	<u>訂正決定等の期限の特例に関する決定</u>
		<u>第96条第1項</u>	<u>他の行政機関の長等への事案の移送</u>
		<u>第101条第1項</u>	<u>利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定</u>
		<u>第101条第2項</u>	<u>利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定</u>
		<u>第102条第2項</u>	<u>利用停止決定等の期限の延長の決定</u>
		<u>第103条</u>	<u>利用停止決定等の期限の特例に関する決定</u>
		<u>第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項</u>	<u>佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問の決定</u>
		<u>第111条</u>	<u>行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集</u>

改正前		改正後	
			<u>第114条第1項(第118条第2項において準用する場合を含む。)</u> 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の審査
			<u>第115条(第118条第2項において準用する場合を含む。)</u> 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結
			<u>第120条</u> 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除
		<u>佐賀県個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年佐賀県条例第2号)に規定する事務(公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務)</u>	<u>第3条第2項第10号</u> 個人情報ファイル簿に準じた帳簿の記載事項の定め
			<u>第3条第3項第3号</u> 第3条第3項第2号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとしての定め
			<u>第3条第4項</u> 個人情報ファイル簿に準じた帳簿に記載しないこと等の決定
			<u>第4条第1号</u> 氏名を不開示とする警察職員の職を定める公安委員会規則の制定
			<u>第5条第2項</u> 開示決定等の期限の延長の決定
			<u>第6条</u> 開示決定等の期限の特例に関する

改正前			改正後		
					る決定
				第 8 条 第 3 項	佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問の決定
				第11条	法及び政令並びに条例の施行に関し必要な事項を定める公安委員会規則の制定
			佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和5年佐賀県条例第21号)に規定する事務	第20条第2号ウ	氏名を不開示とする警察職員の職を定める公安委員会規則の制定
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定する事務	略		インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定する事務	略	
略			略		
佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号)に規定	第 6 条 第 2 号エ	氏名を非開示とする警察職員の職を定める公安委員会規則の制定	佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号)に規定	第 6 条 第 1 号ウ	氏名を不開示とする警察職員の職を定める公安委員会規則の制定

改正前			改正後		
する事務(公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務)	第10条第1項	開示請求に係る公文書の開示、 <u>非開示等</u> の決定	する事務(公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務)	第10条第1項	開示請求に係る公文書の開示、 <u>不開示等</u> の決定
	略			略	
	第13条第1項及び第2項	略		第13条第1項及び第2項	略
	第24条第1項	略		第13条第3項	<u>反対意見書を提出した第三者への通知</u>
	略			第17条第1項	<u>佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問の決定</u>
略			略		
佐賀県警察署協議会条例(平成13年佐賀県条例第10号)に規定する事務	略		佐賀県警察署協議会条例(平成13年佐賀県条例第10号)に規定する事務	略	
佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)に規定する事務(公安委員会が実施機関で	第6条第2項第3号	<u>登録簿に登録しない個人情報取扱事務の決定</u>	佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)に規定する事務(公安委員会が実施機関で	略	
	第6条第3項	<u>事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある個人情報取扱事務の決定</u>		略	
	第7条第2項第3号、	<u>佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問及び特別な取扱い</u>		略	

改正前			改正後		
ある場合における実施機関としての公安委員会の事務)	第7条第3項第8号、 第8条第1項第9号及び第9条第2項第3号	をする場合の決定			
	第14条第2号エ	氏名を非開示とする警察職員の職を定める公安委員会規則の制定			
	第17条第1項	開示請求に係る個人情報の開示、非開示等の決定			
	第17条第4項	期間延長の決定(第24条第4項及び第27条第4項において準用する場合を含む。)			
	第17条第5項	開示の拒否			
	第17条の2	開示決定等の期限の特例に関する決定			
	第17条の3第1項	他の実施機関との協議及び他の実施機関への事案の移送並びに事案を移送した旨の通知			
	第18条第1項及び第2項	第三者に対する意見書提出の機会の付与			
	第20条第1項	口頭により開示請求できる個人情報			
	を定める告示				

改正前			改正後		
	第24条第1項	訂正請求に係る個人情報の訂正をするかどうかの決定			
	第24条の2	訂正決定等の期限の特例に関する決定及び通知			
	第24条の3第1項	他の実施機関との協議及び他の実施機関への事案移送			
	第27条第1項	利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定			
	第28条	利用停止決定等の期限の特例に関する決定及び通知			
	第41条第1項	県が出資金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人等であって実施機関が定める法人を定める告示			
	第43条	条例の施行に関し必要な事項を定める公安委員会規則の制定			
佐賀県留置施設視察委員会条例(平成19年佐賀県条例第7号)に規定する事務	略		佐賀県留置施設視察委員会条例(平成19年佐賀県条例第7号)に規定する事務	略	
略			略		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
事務の種類	根拠規定	報告事項	事務の種類	根拠規定	報告事項
略			略		



改正前		改正後		
警察法に規定する事務	略	警察法に規定する事務	略	
行政不服審査法に規定する事務(公安委員会が審査庁、処分庁、不作為庁又はその他の行政庁である場合における審査庁等としての公安委員会の事務)	略	道路交通法に規定する事務	第75条の28第3項	特定自動運行の許可の効力の仮停止をした警察署長からの報告
略		行政不服審査法に規定する事務(公安委員会が審査庁、処分庁、不作為庁又はその他の行政庁である場合における審査庁等としての公安委員会の事務)	略	
略		略		
佐賀県行政手続条例に規定する事務(公安委員会が行政機関として行政指導をし、又は行政庁として処分をする権限を有する事務)	略	佐賀県行政手続条例に規定する事務(公安委員会が行政機関として行政指導をし、又は行政庁として処分をする権限を有する事務)	略	

改正前			改正後		
			<u>個人情報の保護に関する法律に規定する事務</u>	第77条第1項 第91条第1項 第99条第1項 第112条第2項	<u>開示請求書の受理</u> <u>訂正請求書の受理</u> <u>利用停止請求書の受理</u> <u>行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案についての書面の受理</u>
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する事務	略		刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する事務	略	
略			略		
佐賀県情報公開条例に規定する事務(公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務)	略		佐賀県情報公開条例に規定する事務(公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務)	略	
佐賀県個人情報保護条例に	第16条第1項	<u>個人情報開示請求書の受理</u>			

改正前			改正後	
規定する事務 (公安委員会 が実施機関で ある場合にお ける実施機関 としての公安 委員会の事務)	第23条第1 項	個人情報訂正請求書の受理		
	第26条第1 項	個人情報利用停止請求書の受理		
佐賀県公安委 員会運営規則 に規定する事 務	略		佐賀県公安委 員会運営規則 に規定する事 務	略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報（同条例附則第3項に規定する旧個人情報をいう。）の開示、訂正及び利用停止並びに同条例附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求については、この規則による改正後の佐賀県公安委員会事務決裁等規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。